本院は、機構本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　機構本社は、7年10月に、総合管理所等に全ての揚排水機場等に関して洪水等により浸水した場合の影響等について調査を実施させて、その結果を報告させた。

イ　機構本社は、8年6月に、想定される浸水被害、利水者に与える影響の程度、応急復旧の難易度等を踏まえた浸水対策の必要性及び優先度の判断基準、設置場所等に応じた具体的な浸水対策の参考例等を記載内容とする浸水対策に係る指針を策定して、総合管理所等に通知した。

一方、機構本社は、イの指針に基づき、改築等に係る工事を実施中の揚排水機場等も含めて、各揚排水機場等において浸水対策を順次実施していくための具体的な計画を9年3月までに総合管理所に策定させる予定としている。

経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構

中小企業等事業再構築促進事業において事業主体が取得するなどした財産の使用及び同事業における事業再構築の事業化の状況の把握等について

（令和6年度決算検査報告280、471ページ参照）

1　本院が表示した意見

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、新分野展開、事業・業種・業態の転換、事業再編等の取組（以下「事業再構築」という。）を通じて規模の拡大等の事業（以下「再構築事業」という。）を行う中小企業者等（以下「事業主体」という。）に対して、補助金（以下「事業再構築補助金」という。）を交付して支援する中小企業等事業再構築促進事業（以下「再構築支援事業」という。）を実施している。経済産業省及び中小企業庁が定めた事業再構築指針において、事業再構築の類型に該当するための要件として、「事業により製造する製品又は提供する商品若しくはサービスが、新規性を有するものであること」などが定められている。また、「中小企業等事業再構築促進補助金（新市場進出）交付規程」（以下「交付規程」という。）等によれば、事業主体は、原則として、再構築事業により取得し、又は効用の増加した財産については、再構築事業完了後においても、事業再構築補助金の交付の目的に従って、効率的運用を図らなければならないこととされている。そして、当該財産のうち取得価格等が単価50万円以上の機械、器具その他の財産（以下「処分制限財産」という。）について、処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反する使用（以下「目的外使用」という。）、譲渡、貸付け、廃棄等（以下、これらを合わせて「処分」という。）をしようとするときは、あらかじめ機構に承認申請書を提出し、その承認を受けなければならないこととされている。さらに、事業主体は、処分制限財産を処分制限期間内に処分した場合、当該処分制限財産に係る処分の時点における残存簿価相当額に事業再構築補助金の補助率を乗ずるなどした額を機構に納付（以下「残存簿価分等納付」という。）することなどとされている。上記について、中小企業庁及び機構は、処分制限財産は原則として事業計画書に記載された事業再構築（以下「計画新規事業」という。）にのみ使用される必要があるとしている。また、再構築事業を実施する前から事業主体が実施していた既存の事業や計画新規事業とは別の新規事業（以下、これらを合わせて「既存事業等」という。）に処分制限財産を使用する場合には、原則として目的外使用に当たるとしている。

機構は、交付規程等に基づき、事業主体に、再構築事業の完了の日の属する当該事業主体の決算年度の終了後を初回として、以降5年間、当該事業主体の決算年度が終了する度に、直近1年間の事業再構築の事業化の状況等を記載した「事業化状況・知的財産権報告書」（以下「事業化状況等報告書」という。）を提出させることとしている。中小企業庁は、再構築支援事業の事業効果について、事業化状況等報告書における報告内容等に基づき、再構築支援事業の成果目標に関連した分析等を実施しており、今後も継続的に効果検証を行い、その結果を毎年度公表するとしている。

しかし、機構において、経済社会情勢の変化により事業計画書の内容が必ずしも現状に適合しなくなったなどの結果、計画新規事業が必ずしも利益の確保につながらないなどの状況があることを踏まえると処分制限財産の既存事業等への使用等が生じやすい状態になっていると考えられる状況において、処分制限財産の使用状況を十分に把握していない事態、及び事業主体の事業化状況等報告書において、事業再構築の事業化の状況として、既存事業等も含めた売上額が計上されているなど適切に報告されておらず、中小企業庁において再構築支援事業の事業効果を正確に分析できないおそれがある事態が見受けられた。

したがって、中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長に対して令和7年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア　機構において、処分制限財産について、既存事業等への使用等が生じやすい状態になっていると考えられる状況を踏まえて、事業主体に対して、原則として計画新規事業にのみ使用する必要があること及び目的外使用等を行う場合に所定の手続をとる必要があることを周知するとともに、目的外使用等が生じている場合に残存簿価分等納付を行わせるなどの適切な措置を講ずることができるよう、処分制限財産の使用状況を的確に把握するための方策を検討すること

イ　機構において、事業主体における事業再構築の事業化の状況が適切に報告されるよう、事業化状況等報告書における報告方法を見直すこと

ウ　中小企業庁において、ア及びイの見直しの措置が確実に行われるよう、機構に対して指導、助言等を行うこと

2　当局が講じた処置

本院は、中小企業庁及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、中小企業庁及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　機構は、8年7月までに、再構築支援事業に係るウェブサイトに処分制限財産に係る特設ページを開設するなどして、事業主体に対して、補助事業により取得した処分制限財産は原則として計画新規事業にのみ使用する必要があること及び目的外使用等を行う場合に所定の手続をとる必要があることを周知した。また、機構は、同年4月に、目的外使用等が生じている場合に、処分制限財産の使用状況に応じて是正又は残存簿価分等納付を行わせるなどの適切な措置を講ずることができるよう、目的外使用等に係る判断基準等を整理して明確化した運用基準を策定するとともに、同年6月に、事業主体が事業化状況等報告書の提出等を行うためのシステムに処分制限財産の使用状況を報告させる機能を追加して、事業化状況等報告書の提出時に処分制限財産の使用状況を把握することとした。

イ　機構は、8年6月に、事業再構築の事業化の状況が適切に報告されるよう、事業化状況等報告書に記載すべき各項目の要点等を整理したマニュアルを作成し、再構築支援事業に係るウェブサイトに掲載するなどして、事業主体に対して、事業再構築の事業化の状況を正確に報告する方法を周知するとともに、アのシステムに、事業主体が事業再構築の事業化の状況として計画新規事業のみの売上額等を報告しているかの確認を促す機能を追加するなどして、事業化状況等報告書における報告方法を見直した。

ウ　中小企業庁は、7年10月から8年7月までの間に、同庁、機構等による会議を定期的に開催することなどにより、ア及びイの見直しの措置が確実に行われるよう、機構に対して指導及び助言を行った。